

健康な土づくりを基本に、環境にやさしい農業に取り組もう！！

青森県特別栽培農産物 認証制度



使用回数50%以下



窒素成分50%以下

農薬と化学肥料
を両方削減！！



- ◆ 青森県では、農薬や化学肥料を使わないか、その両方を通常の5割以下に減らして生産した農産物を「特別栽培農産物」として認証しています。
- ◆ 書類審査と現地調査を受け、基準を満たして認証された農産物は特別栽培農産物のマークを付けて販売することができます。

計画の提出

- 3月から7月に栽培を開始する「米」「りんご」等農産物は
 - 8月から11月に栽培を開始する「にんにく」「小麦」等農産物は
 - 12月から翌年2月に栽培を開始する「ハウストマト」等農産物は
- < 最寄りの農林水産事務所へ >

1月10日まで
6月10日まで
10月10日まで

認証の流れ



お問い合わせ

農産園芸課 環境農業グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL: 017-734-9353 FAX: 017-734-8141

各農林水産事務所（農業普及振興室）

東青：〒030-0861	青森市長島2-10-3	TEL:017-734-9961	FAX:017-734-8305
中南：〒036-8345	弘前市大字蔵主町4	TEL:0172-32-1131(代)	FAX:0172-32-8544
三八：〒039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田7	TEL:0178-23-3794	FAX:0178-27-3323
西北：〒037-0046	五所川原市栄町10	TEL:0173-35-2345	FAX:0173-33-1345
上北：〒034-0093	十和田市西十二番町20番12号	TEL:0176-22-8111(代)	FAX:0176-22-9161
下北：〒035-0073	むつ市中央一丁目1-8	TEL:0175-22-8581(代)	FAX:0175-23-5887